

< 説明会・公聴会の開催について >

■説明会・公聴会の開催日時及び会場■

	年月日	時間	会場
説明会	平成23年 9月 6日(火)	19:00～	『船木ふれあいセンター 講堂』 宇部市大字船木179番地1
	平成23年 9月 8日(木)	19:00～	『宇部市文化会館 研修ホール』
	平成23年 9月 8日(木)	20:00～	宇部市朝日町 8 番 1 号
公聴会			
※説明会では、山口県及び宇部市の担当職員が素案の内容についてご説明します。			
※公聴会では、公述申出書を提出された方の素案に対するご意見をお聞かせいただきます。			

説明会は上記日程で開催しますが、公聴会は公述の申出がない場合は開催しません。
公聴会の開催の有無につきましては、9月5日(月)以降に山口県土木建築部都市計画課までお問い合わせください。

■公述の申出について■

公聴会で公述を希望される方は、次の様式により公述申出書を平成23年 9月 1日(木)までに県が定める都市計画については山口県知事あてに、宇部市が定める都市計画については宇部市長あてにそれぞれに提出してください。(郵送の場合は、当日の消印のあるものまで有効です。)

なお、公述の内容の確認、公聴会のお知らせ等のため連絡を取る必要がありますので、公述申出書には、必ず住所、氏名、電話番号をご記入ください。

※ 公述の申出を希望される方が多数の場合や同趣旨の公述が多数ある場合は、公述時間の制限や、公述人を選定させていただく場合があります。また、意見の内容が当該素案に関してでない場合は、意見を述べることはできませんのであらかじめご了承ください。

なお、公述時間を制限したとき、公述人を選定したとき、あるいは意見の内容によって意見を述べることができなときは、その旨をご本人に通知します。

(公述申出書の様式)

県が定める都市計画の場合

公述申出書

平成23年9月8日開催の〇〇(宇部
あるいは山陽)都市計画の変更に関する
公聴会において、下記のとおり意見
を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

山口県知事
二井関成 様

(公述申出人)
住所(〒 -)
氏名
電話番号
記

(意見の要旨)

(理 由)

市が定める都市計画の場合

公述申出書

平成23年9月8日開催の〇〇(宇部
あるいは山陽)都市計画の変更に関する
公聴会において、下記のとおり意見
を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

宇部市長
久保田后子 様

(公述申出人)
住所(〒 -)
氏名
電話番号
記

(意見の要旨)

(理 由)

※公述申出書の提出先

<県が定める都市計画>
〒753-8501 山口市滝町1番1号
山口県土木建築部都市計画課
まちづくり推進班

<市が定める都市計画>
〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
宇部市土木建築部都市計画課

宇部都市計画区域、山陽都市計画区域
都市計画の変更素案について

1. 次の都市計画に関して変更しますので、素案の概要と説明会、公聴会の予定についてお知らせします。

<県が定める都市計画>

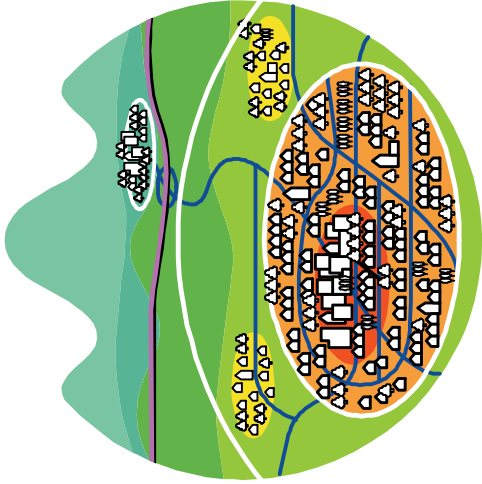
- ① 宇部都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
(都市計画区域マスタープラン)
- ② 山陽都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
(都市計画区域マスタープラン)
- ③ 宇部都市計画道路の変更 (都市計画区域の変更に伴う路線の追加)

<市が定める都市計画>

- ④ 用途地域の変更 (都市計画区域の変更に伴うもの)
- ⑤ 準防火地域の変更 (都市計画区域の変更に伴うもの)
- ⑥ 公共下水道の変更 (都市計画区域の変更に伴うもの)
- ⑦ 地区計画の変更 (都市計画区域の変更に伴うもの)
- ⑧ ごみ焼却場の変更 (都市計画区域の変更に伴うもの)

2. 次の市が定める開発許可の基準及び屋根不燃地域の見直しを行いますので、素案の概要と説明会の予定についてお知らせします。

- ① 開発許可の最低敷地 (楠地区)
- ② 屋根不燃地域の見直し (楠地区)



お問い合わせは

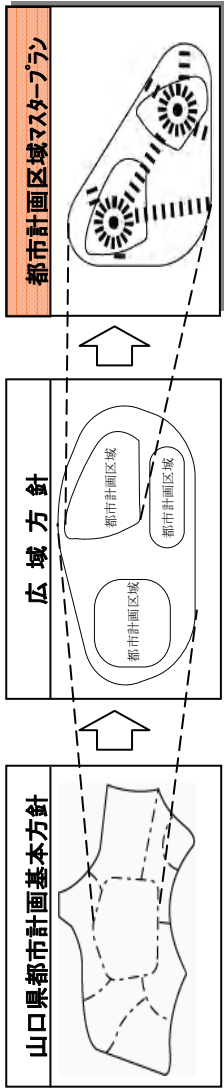
山口県都市計画課 〒753-8501 山口市滝町1番1号 TEL083-933-3733
宇部市都市計画課 〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号 TEL0836-34-8465

このお知らせは素案の概要版です。素案については7月29日から上記の場所のほか、下記でもご覧になれます。
宇部土木建築事務所 〒755-0033 宇部市琴芝町一丁目1番50号 TEL0836-21-7125
山口県都市計画課ホームページhttp://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18400/index/

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)とは

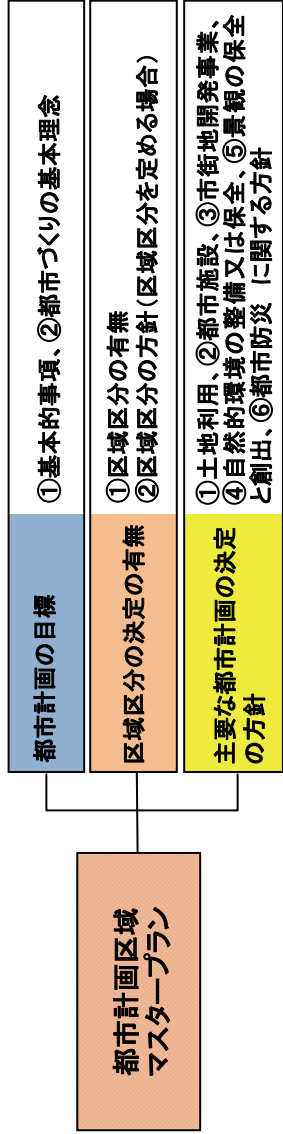
山口県では、平成16年に都市計画区域マスタープラン(以下「マスタープラン」という。)を策定しておりますが、市町村合併等によって代表されるような社会情勢の変化に対応するため、このマスタープランを見直しています。

マスタープランの策定にあたっては、下図に示すように、県の統一的・総合的考えを示す「山口県都市計画基本方針^{※1}」、及び県内8つの広域都市圏ごとの「広域都市圏の都市計画の方針」を策定することとしており、これらに沿って、都市計画区域ごとにマスタープランを策定します。



【都市計画区域マスタープランに定める事項】

マスタープランは、長期的な視点に立った都市の将来像とその実現に向けての大きな道筋を明らかにするもので、都市計画の目標、区域区分※2の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、主要な都市計画の決定の方針を示します。用途地域、道路・公園・下水道などの個別の都市計画は、このマスタープランに沿って定めることとなります。



※1 平成14年8月策定(平成20年9月改訂)

2 都市計画法において、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、区域を市街化区域と市街化調整区域に区分すること。（いわゆる「線引き」と言われるもの。）

宇部都市計画
都市計画区域マスタープラン

1. 都市計画の目標

【目標年次】目標年次は、おおむね20年後の平成42年とします。

【都市計画区域の範囲及び規模】

区域名	市町名	範囲	規模	備考
宇部※3 都市計画区域	宇部市	行政区域の一部	22,907 ha	
		合計	22,907 ha	

※3 宇部都市計画区域の再編に伴い、宇部都市計画区域に山陽都市計画区域の一部(宇部市権現区の一部)を加えた区域

【都市づくりの基本理念】

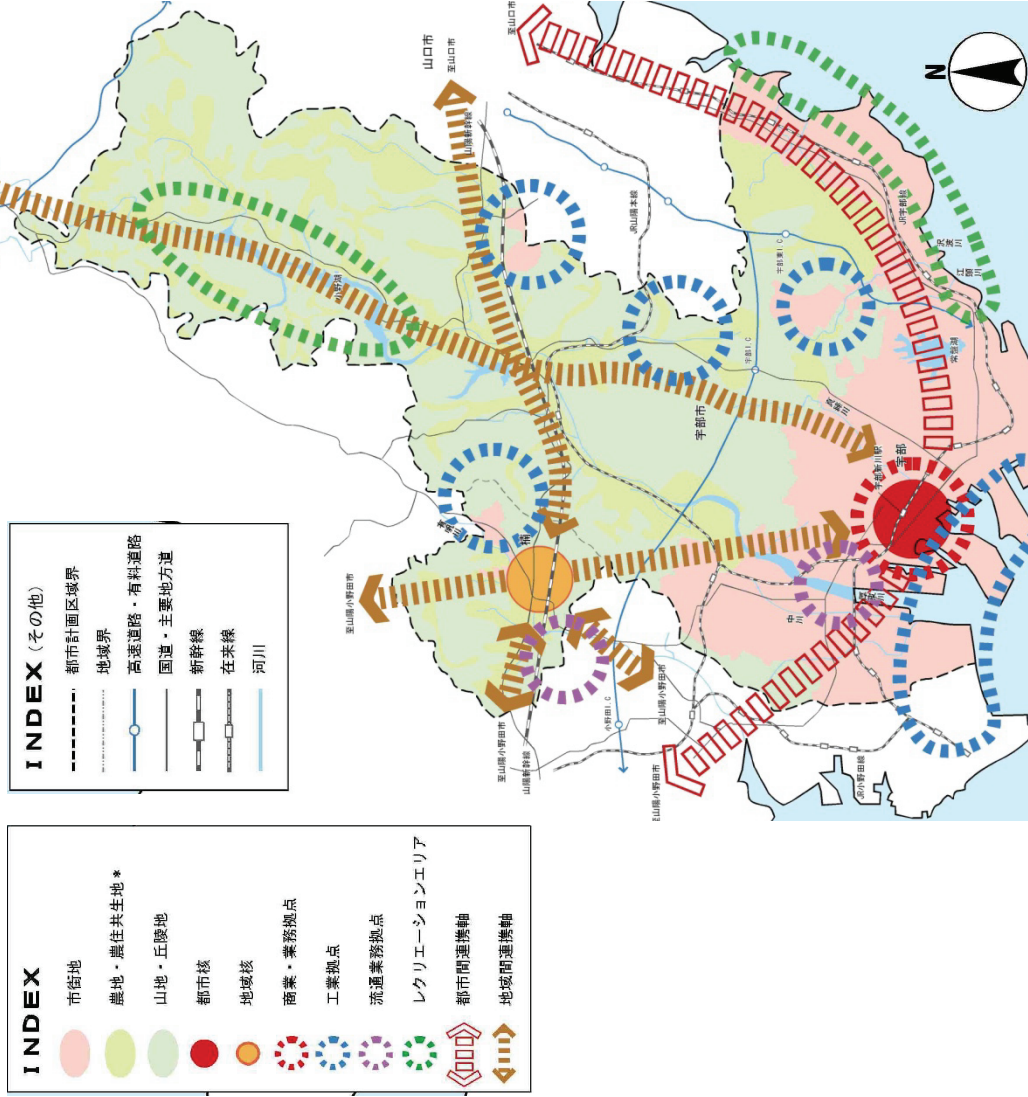
中核都市にふさわしい、豊かな自然と歴史と活力に満ちあふれた交流都市づくり

2. 区域区分の有無

本区域は、開発圧力はかなり強いものの用途白地地域において当面の措置として実施している特定用途制限等の土地利用コントロールにより無秩序な市街地の拡大が抑制されていることから、本区域に区域区分※を定めます。

3. 主要な都市計画の決定の方針

【宇部都市計画区域の将来都市構造図】



■土地利用に関する方針

集約型の都市づくりを進めるため、用途地域内での優先的・計画的な基盤整備による土地利用の増進と併せて、用途白地地域内での開発を抑制し、市街地の拡散を防止します。

■都市施設の整備に関する方針

公共交通の維持・充実を図るとともに、交通施設のユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。

■市街地開発事業に関する方針

地域の特性に応じた魅力ある市街地の形成を図るため、良好な居住環境を備えた都市づくりの推進に努めます。

■自然的環境の整備・保全に関する方針

豊かな自然と都市が共生した循環型地域社会の形成を進めるため、自然の豊かさや美しさを実感できる交流やふれあいの空間の整備を図ります。

■景観の保全と創出に関する方針

「山口県景観形成基本方針」に基づき、魅力あふれる都市景観の創出等を図ります。

宇都市景観計画にもとづき、歴史と自然が織りなす美しい景観を守り、後世に伝えることができるまちづくりを進めます。

■都市防災に関する方針

災害に対し、被害の拡大をできるだけ抑えることのできる都市構造の検討を行うとともに、防災にかかる都市施設等の整備、建築物の耐震化・不燃化を促進します。